

# 福山市立春日小学校 いじめ防止等に係る基本方針

2016年（平成28年）3月14日 策定

## 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』3-(7)いじめの態様」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることがある。

## 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

### （1）いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうると考える。特に自分の学級でも十分に起こりうると考える。

ウ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

エ いじめの問題の認識や対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

## (2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許さない・許されないとの毅然とした態度で指導する。

イ いじめられている児童の立場に立って指導する。

ウ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

エ 未然防止の観点から、児童自らいじめをなくそうとする態度、一人ひとりを大切に、つながりを作ろうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりをすすめる。

オ わかる授業づくり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底を図る。

## (3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が必要となるものがあることを十分認識して取り組む。

エ いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

## 4 実施体制

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

## 5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

(1) 基本方針に基づく取組みの実施に係る年間計画を作成し、実施する。

(2) 年間計画について、検証し、必要があれば修正する。

(3) 学校生活アンケート（校内児童アンケート）の結果に基づいた交流・協議を行う。

(4) いじめの防止等また重大事態発生時に係る関係機関との連携を図る。

(5) いじめの防止等に係る保護者啓発・広報活動を行う。

- (6) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の分析を行う。
- (7) いじめの疑いに関する情報があつた時には、児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討、保護者との連携を行い、その対応を統括する。
- (8) その他、いじめの防止等に係る組織的な取組みを行う。

## 6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「緊急校内いじめ対策委員会」を編成し、事態に対処する。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつた

### (2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

#### ア 問題解決への対応

- (ア) 緊急校内いじめ対策委員会の発足
- (イ) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (ウ) 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) 被害児童及びその保護者に対する支援
- (オ) 加害児童に対する指導とその保護者に対する助言
- (カ) 全校児童への指導

#### イ 説明責任の実行

- (ア) 被害児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 加害児童及びその保護者に対する情報の提供
- (ウ) P T A役員及び該当学年・学級への対応、保護者会の実施
- (エ) 全校保護者への対応、保護者会の実施
- (オ) マスコミへの対応

#### ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との指導計画の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

## **7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて**

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 学校生活アンケート、生徒指導上の諸問題集計票、特にいじめの認知件数、不登校児童数や各児童の欠席数など、いじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。
- (3) この「いじめ防止等に係る基本方針」については、一年に一度（二月）に見直しを行う。